

審議会等の会議報告

1 会議名	第19回津市都市計画審議会
2 開催日時	平成27年7月14日(火) 10時00分から10時40分まで
3 開催場所	津市役所4階庁議室
4 出席した者の氏名	(都市計画審議会委員) 浦山益郎、豊福裕二、山松健一、松田弘子、赤野利彦、 伊藤信男、多森良三、松田隆雄、堀口順也、川口円、 田中千福、佐藤有毅、岩脇圭一、村田彰久 (事務局) 副市長(青木)、 都市計画部長(松本)、都市計画部次長(伊藤)、 都市政策課長(豊濱)、 都市政策課都市計画・景観担当主幹(清水)、 都市政策課都市計画・景観担当(松下、池田、横田)、 市民部長(吉川)、市民担当参事兼市民課長(岩田)、 市民課斎場担当主幹(倉田)
5 内容	1 開会 2 副市長挨拶 3 議題 津審議第51号 津都市計画火葬場の変更 4 その他 津市都市マスタープランの作成について(報告) 5 閉会
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	都市計画部都市政策課都市計画・景観担当 電話番号 059-229-3181 E-mail 229-3177@city.tsu.lg.jp

会議の内容 以下のとおり

都市計画部長
副市長
都市政策課長

【開会宣言】

【開会挨拶】

それでは、審議会を進めてまいりたいと思いますが、林業分野におきまして、中勢森林組合の吉岡泰三様が退任されましたことから、新たに委員を任命させていただきましたので、ここでご紹介させていただきます。中勢森林組合代表理事組合長赤野利彦様でございます。

それでは、会議を進めさせていただきますが、本会議は津市情報公開条例第23条の規定に基づいて公開し、一般市民の方の傍聴席を設けております。また、会議の結果を、発言者の氏名と共に、ホームページで公開させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の議長ですが、津市都市計画審議会条例第7条第1項の規定によりまして、会長が務めることになっておりますので、浦山会長よろしくお願いたします。

議長（浦山会長）

おはようございます。それでは、さっそく審議に入りたいと思いますが、皆様のご協力をいただきまして円滑に議事運営を進めたいと思いますので、よろしくお願い致します。

都市政策課長

それでは、最初に傍聴者の状況についてご報告願います。

本日は傍聴希望者がございませんので、そのまま会議を続けていただければと思います。

議長（浦山会長）

次に審議会の成立の可否ですが、事務局より報告をお願いします。

都市政策課長

ただいま、審議会委員15名中14名の方がご出席いただいておりますので、津市都市計画審議会条例第7条第2項の規定によりまして、会議は成立しております。

議長（浦山会長）

ただいまご報告いただきましたように、会議は成立しておりますので、さっそく審議に入りたいと思います。先ほど、ご紹介ございましたが、本日は津都市計画火葬場の変更でございますが、議事次第に沿って進めたいと思います。まず最初に事務局の方からご説明をお願いします。

都市計画・景観担当主幹

それでは津審議第51号津都市計画火葬場の変更についてご説明いたします。

今回の変更につきましては、津市斎場の進入路の拡幅整備を行うことに伴い、津市斎場の区域の変更を行うものです。

それでは、今回変更いたします津市斎場についてご説明いたします。

津市斎場については、平成24年11月14日に都市計画決定したもので、面積は約1.93haですが、進入路拡幅による変更により、約1.99haとなります。なお、津市斎場については、平成27年1月2日より供用開始しております。

変更理由としましては、「来場者の利便性の向上を図り、安全性を確保するために、旧斎場跡地の一部を活用して進入路の拡幅を行うことから、津市斎場の区域を変更する」というものです。旧斎場の跡地利用を踏まえ、進入路拡幅の区域が決定したため、このタイミングでの変更となります。

こちらが3号津市斎場の位置図でございます。青い円で囲まれた部分が津市斎場となります。次に拡大図をご覧ください。

周辺の状況としましては、青のラインが県道久居停車場津線、紫のラインが近鉄名古屋線でございます。こちらが運転免許センターで、赤のラインで囲まれた部分が3号津市斎場でございます。

こちらが計画図でございます。黄色いラインで囲まれた区域が現在の津市斎場の区域で、赤く着色された部分が変更後の区域となります。青い矢印で示したところが、今回の変更部分である、進入路でございます。

こちらが施設計画図でございます。青い円で囲まれたところが、今回拡幅する進入路となります。次に、進入路部分を拡大した、計画平面図をご覧ください。

こちらが計画平面図です。拡幅整備後の道路幅員は、赤で着色された車道部分が7m、黄色で着色された歩道部分が2mで、合計幅員は9mになります。また緑で着色された部分が植栽帯で、水色で着色された部分が法面になります。

続いて、道路横断図をご覧ください。こちらの車道部分が片側2.75mの2車線で、0.75mの両側路肩を含めて幅員7mになります。こちらが2mの歩道部分で、こちらが1.5mの植栽帯です。

次に現地の写真をご覧ください。こちらが津市斎場「いつくしみの杜」の現況写真となります。

ここからは、既存進入路の現況写真になります。青の矢印の方向から撮影しています。こちらが津市斎場へ上っていく、進入路の起点部分です。

次は、先ほどの写真から少し上ったところです。このカーブのあたりで、幅員は最も狭く、約4.2mとなります。ご覧頂いていますように、道路のセンターラインはなく、来場者の車や、マイクロバス等が通行するには見通しも悪く、十分な幅員を確保できていません。

続いて、先ほどのカーブを曲がり、津市斎場入口までを撮影したのになります。全体的に幅員が狭く、車の対向時には注意が必要です。また、歩道も整備されておらず、歩行者の安全も確保できていません。これらを解消するために進入路の拡幅を行うこととなります。

続いて進入路拡幅後のイメージをご覧ください。こちらが津市斎場の進入路の現況写真です。こちらが拡幅整備後のイメージです。

上の写真が津市斎場の進入路の現況写真で、下の写真が拡幅整備後のイメージです。車道部分と歩道部分を合わせて、現状から約2m～5m東側に道路を拡幅することになり、利用者にとってより安全な通行を確保できることとなります。

続きまして、都市計画法第17条の規定により、平成27年6月16日から6月30日まで、法定縦覧を行いましたのでご報告いたします。縦覧者につきましては、1名でした。なお、意見書の提出はございませんでした。

津審議第51号、津市都市計画火葬場の変更についての説明は以上でございます。

議長（浦山会長）

ただいま事務局からご説明をいただきましたが、ご質問、ご意見ありませんでしょうか。

山松委員

スライド画面では、面積が約1.99ヘクタールと書いてありますが、議案書には「約」がついていないんですが、これはどういうふうに違うんですか。

議長（浦山会長） ご説明願います。議案書には「約」がついていないのですが、スライドとの違いについての質問です。

都市政策課長 確認するお時間をいただけますでしょうか。

議長（浦山会長） はい。では、今の件は少し、時間をいただきまして他にご質問、ご意見ありますでしょうか。

議長があまり質問してはいけないんでしょうけども、先ほど、説明用のスライドに横断面が出てきましたが、あの横断面はどの部分でしょうか。

市民担当参事兼課長 標準横断面図ですので、道路全体が同じ横断面になります。

議長（浦山会長） 質問の趣旨は、議案書の7ページでいうと、赤い部分が今回拡張されたところで、南側の法面は今回の変更となる敷地に入っているんですよね。それと反対側の法面はどういう扱いになっているんでしょうか。横断面を見ると、左も右も法面はあるんです。スライド図面の左の着色されていない白い部分はどこの用地になるんですか。

津市の用地になります。

市民課斎場担当主幹 常識的には、道路区域というのは側溝から側溝までですよ。今回、南の方に拡張されるのだから、同じ理屈で言うと、北側の方も区域に入れた方が、要するに、進入路は斎場の用地の一部なのだから、その両側の法面も含めて斎場の用地にしておいた方が合理的じゃないかなと思うんですけど。

議長（浦山会長） 議案書7ページの黄色の線で囲まれた部分は津市斎場として都市計画決定している区域でございまして、北側の法面の部分は現在都市計画決定している1.93ヘクタールの区域に含まれております。今回の変更は黄色の線からはみ出た部分が約600㎡ございまして、この部分を追加するという形でございます。

多森委員 スライドの計画平面図で言うと、北側の法面と、車道の薄い赤色の部分が現在都市計画決定している部分で、車道の濃い赤色部分、歩道、植栽帯、南側の法面の部分が新たに追加するところでございます。

議長（浦山会長） だいたい分かるんですよ。だけど、図面を出していただいた時に、先ほどの横断面は道路部分だけの横断でしょ。それを先に言わないから、この600㎡を追加するという事で審議会にかけているわけですから、本来であれば、そこの部分の利用図があればもうひとつ分かるんじゃないですか。法面なら法面、それも何箇所かに切ってますね。道路の部分の切った横断面図がここに出ているわけでしょ。

議長（浦山会長） ですから、この横断面は道路部分の一部ですということをおっしゃっていただければ、我々は理解しやすいんですよ。ただ、ここの部分だ、ここの部分だと言うから、それなら、今回議題にあがっている法面の部分はどうなるのと、既存の区域に入っている部分をあわせてどうなっているのという形が出るんじゃないですか。

議長（浦山会長） 手元にいただいている議案書は整理されているんですけど、説明のスライドで追加された情報が、議案書と違う情報なんです。特に、スライドの計画平面図で赤い所が斎場用地だと言われると、横断面の北側の白い法面部分は斎場用地外のように見えます。議案書の参考図2/2のように、今回変更する範囲は赤線の中だということになりますと、進入路の北側の法面も、南側の法面も含まれているんですね。しかし、スライドは、違う表現がしてあるのでいったいどっちが本当でしょうか。資料の正確性について確認の質問をしたわけです。

都市計画・景観担当主幹	議案書の参考図が正しいものとなりまして、スライドの計画平面図は分かりにくいものとなってしまいましたので、今後気をつけたいと思います。
議長（浦山会長） 都市政策課長	議案書の参考図が正しい資料だということです。 先ほどの「約」についてのご質問ですが、面積の表記には「約」が必要ですので、議案書の3、4、5、7ページについては、それぞれ約1.93ヘクタール、約1.99ヘクタールという表記となります。色々と資料に不手際がございまして申し訳ございませんでした。
山松委員	なぜ必要なのでしょう。きちんと測量して造られるはずなのに、私はいらないと思うんですけど、なぜつける必要があるのでしょうか。
都市政策課長	面積は100㎡単位で記載することとなっております、正確には記載できませんので、「約」という表現になっております。
議長（浦山会長） 松田（隆）委員	他にご質問、ご意見ありますでしょうか。 関連してでございますけども、残った旧の斎場跡地の面積はどれくらいあるのでしょうか。跡地の計画もございまして、どれくらい使えるのか。
議長（浦山会長） 市民担当参事兼課長	旧斎場跡地の計画と面積についてご説明願います。 新斎場の道路部分を旧斎場側に拡幅するという事で、旧斎場側の面積が最終的にどのくらい残るのかというご質問ということで、ざっとした測量で、細かい単位まではお答えできないんですけども、図面上の測量で約2,000㎡ということでございます。跡地利用について、防災コミュニティセンターの建設の計画をしておりますけども、この2,000㎡を活用してというところで、地元と協議を始めようというところでございます。
議長（浦山会長）	ちょっと聴き取りにくかったのですが、2,000㎡というのは、南側の法面を引いて、残った部分が2,000㎡ということで、建設予定は市民センターでよろしいですか。
市民担当参事兼課長	防災コミュニティセンターということで、仮称ですけれども、そのような計画でございます。
議長（浦山会長） 松田（隆）委員	ということですが、よろしいでしょうか。 狭いものですから、隣地とかを利用できるように考えていただければと思います。
議長（浦山会長）	他よろしいでしょうか。 この進入路は、支障ないかなと思うんですけど、これが取りついている前回審議した斎場へのアクセス道路の横断面と、今回の進入路の横断面の関係についてご説明願えますか。要するに交通がうまく捌けるかという趣旨の質問です。
市民担当参事兼課長	現在、運転免許センターの信号交差点のところから進入するという形になっております。ご質問いただいておりますのは、その進入道路から今回の進入路への取付きはどうだということだと思います。 進入路の幅員は、進入道路と合わせた形の幅員となっております。歩道も同じでございまして、現在、進入路の起点部分まで整備が済んでおります。
議長（浦山会長） 市民担当参事兼課長 議長（浦山会長）	片側歩道ですか。 片側です。進入路も進入道路と同じ設計となっております。 進入道路と同じ横断面の道路で進入していくという関係になっているわけですね。

市民担当参事兼課長 議長（浦山会長）	<p>そうです。 他何かございますでしょうか。 では、意見が無いようでしたら、今まで議論されたように、表記の訂正がございしますが、交通上、支障が無いと思われまますので、津審議第51号については原案どおりとしてよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議長（浦山会長）	<p>異議なし。 では、意義が無いようですので、答申案を作成していただきたいと思いますが、事務局いかがでしょうか。</p>
都市政策課長 議長（浦山会長）	<p>はい。答申案の準備はすぐにできますので、このままご自席でお待ちいただければと思います。 では、このままお待ちいただきたいと思います。</p>
議長（浦山会長）	<p>【答申書作成】 それでは答申案を読み上げますので、ご確認いただきたいと思います。</p>
	<p>平成27年7月14日、津市長前葉泰幸様、津市都市計画審議会会長浦山益郎、津都市計画火葬場の変更について（答申）、平成27年6月3日付け津市都第199号にて諮問のあった、津審議第51号津都市計画火葬場の変更について、審議の結果、原案どおり本審議会の決定をみたので答申します。</p>
委員一同	<p>以上ですが、よろしいでしょうか。 異議なし。</p>
議長（浦山会長）	<p>【会長から副市長へ答申書を手渡す】 以上で審議は終了といたします。続きまして、会議次第の「4 その他」について、事務局から何かありましたらお願いします。</p>
都市計画・景観担当主幹	<p>その他事項といたしまして、1点ご報告させていただきます。 現在の津市都市マスタープランの計画期間が、平成29年度までとなっていることから、今年度から3年間をかけて次期津市都市マスタープランを作成してまいります。</p>
	<p>作成業務を委託する業者につきましては、高度な専門性が求められることから、価格の安さだけで選定したのでは、期待した結果が得られないことも考えられるため、複数の業者から企画を提案してもらい、その中から企画・提案力のある者を選ぶプロポーザル方式で8月に決定いたします。</p>
	<p>業者選定の際は審査委員として、当審議会から学識経験者として浦山会長、豊福委員に参加していただき、業者決定後はマスタープラン作成に係るアドバイザーとしてご協力いただきます。よろしく願いいたします。</p>
	<p>なお、作成の状況等につきましては、今後、都市計画審議会を開催する時に随時報告させていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
議長（浦山会長）	<p>以上でございます。 それでは、これもちまして第19回津市都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>
副市長 都市計画部長	<p>【副市長挨拶】 【閉会】</p>